

資 料 提 供
令和7年9月1日
課 名：健康づくり推進課
担 当 者：武内
内 線：3120
直通電話：082-513-3214

広島県歯科医師会と 災害時の歯科医療救護活動に関する協定を締結！

1 趣旨

本県と一般社団法人広島県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）は、災害発生時から速やかに初動体制を確立し、円滑な災害歯科保健医療が展開できるよう、災害時における歯科医療救護活動に関する協定を締結し、関係団体等と適切かつ迅速に対応できる体制の構築を図ります。

2 協定締結式

- ・日 時：令和7年9月4日（木）15：30～16：00
- ・出席者：広島県副知事 山根健嗣
一般社団法人 広島県歯科医師会 会長 山崎健次
- ・場 所：県庁 北館2階 第1応接室

3 協定に至る経緯等

本県では、災害時の避難生活の長期化に伴う生活環境の変化による口腔内環境の悪化を防ぐため、平成25年2月に、「広島県災害時公衆衛生チーム」における専門職の一員として公衆衛生活動に従事できるよう、県歯科医師会・県歯科衛生士会と協定を締結しています。

一方、応急歯科医療や感染症への処置といった歯科医療救護活動については、既存の協定内容には含まれておらず、避難所等における口腔に関する指導・相談・口腔ケアなどの歯科公衆衛生活動のみに限られていました。

新たに本協定を締結することにより、災害時における活動範囲を、歯科公衆衛生活動のみならず、歯科医療救護活動に拡大するとともに、今後起こりうる災害に備え、歯科における関係団体や郡市地区歯科医師会との連携体制を構築し、被災地において切れ目のない歯科保健医療提供体制の確保を図ります。

4 具体的な連携事項

- (1) 歯科医療救護班の派遣に関する事
- (2) 歯科医療救護計画の策定に関する事
(計画内容：組織編成、通信連絡方法、指揮命令系統、災害訓練等)
- (3) 実費弁償等に関する事
- (4) 市町及び郡市地区歯科医師会との調整に関する事 等